

玉城中学校PTA会則

第一章 名称及び事務所

第1条 本会は玉城中学校PTAと称し、事務所を本校内におく。

第二章 目的及び活動

第2条 本会は、会員相互の教養を高め、教育に対する理解を深めるとともに家庭と学校・地域社会が一体となり生徒の健やかな成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員の研修と親睦に関する事。
2. 生徒の保健安全及び生活指導に関する事。
3. 教育的環境の整備に関する事。
4. 生徒の学力向上に関する事。
5. その他本会の目的達成に必要な事。

第三章 方針

第4条 本会の基本方針は次の通りとする。

1. 本会は、教育を主とする団体として、特定の政党や宗教にかたよることなく、自主独立の性格を堅持する。
2. 本会と目的を同じくする他団体及び他機関の活動に協力する。

第四章 会員

第5条 本会の会員は、南城市立玉城中学校生徒の保護者と教職員及び本会の趣旨に賛同する者とする。

第五章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- 1：顧問－若干名 2：会長－1名 3：副会長－3名 4：事務局長－1名
5：書記会計－1名 6：監事－3名

第7条 役員の選出は次のようにする。

1. 会長、副会長、監事は評議委員会において選出し、総会の承認を得て選任する。
2. 事務局長は、教頭を充てる。
3. 書記会計は会長が委嘱する。

第8条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
3. 監事は会計監査を行う。
4. 事務局長は本会の事務の統括を掌る。
5. 書記会計は庶務会計並びに会務の遂行にあたる。

第10条 本会に顧問をおく。

顧問は、学校長と必要に応じ会長が推薦し、評議委員会の承認を得て委嘱した者とする。

第六章 組織及び会議

第11条 本会は、会活動を円滑にするために、次の会議を置く。

- 1：総会 2：企画委員会 3：評議委員会 4：常置委員会 5：学年・学級委員会

第12条 総会は毎年1回会長が招集し、学年始めに開き、次の事項の審議等を行う。ただし、必要ある時は、臨時総会を開くことができる。

1. 会務、会計報告 2. 決算の承認 3. 事業計画の承認
4. 会費の決定 5. 予算の議決 6. 会長、副会長、監事の承認
7. 会則の変更 8. その他、必要を認める事項

第13条 企画委員会は、本会の執行機関で、顧問、会長、副会長、事務局長、教務主任、学年主任、常置委員長、部活育成会長、各学年委員長、書記会計で組織し、次の事項を行う。

1. 毎月定例会を実施する。

2. 運営の計画、立案、反省を検討する。
3. 情報交換を行い、組織の連携強化を図る。
4. 表彰規定に基づく表彰者の推薦。

第14条 評議委員会は、総会に次ぐ議決機関で会長が招集する。場合によっては書面審議を認める。委員は各常置委員会の正副委員長及び、学年正副委員長、各字PTA支部長並びに学校代表（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任）をもって組織し、次の事項について審議及び処理を行う。

1. 総会に提案する事項。
2. 総会の議決により委任された事項。
3. 常置委員会より提出された事項。
4. 表彰規定に基づく表彰者の承認。
5. その他、会務の遂行に関する必要事項。

第15条 常置委員会は委員長が招集する。委員は、会長の委嘱及び各学級正副委員長で組織し、関係事項の企画（調査・研究・立案）運営とその推進をはかる。

第16条 本会には次の常置委員会を設け、各委員会の事務分掌を次のとおりとする。

1：総務委員会

- ① 年間事業計画などの立案。
- ② 総会及び評議委員会の議事日程の立案。
- ③ 予算の編成。
- ④ 他の専門委員会の運営に必要なものを収集提供し、どの委員会にも属さない事項及び学年・学級委員会についての調整・研究。

2：文化教養委員会

- ① 会員相互の親睦を図り、教養を高め、学校教育への理解を深める。
- ② 講演会、教育視察、家庭教育学級等の文化活動の推進。
- ③ 諸研修会への参加、交流会等の計画、実施。

3：広報委員会

- ① 「PTA便り」及び「PTA会報」を発行し、会員相互の意見交換、情報の提供を図る。
- ② 上部組織が発行する新聞、図書、その他本会の活動目的に沿った情報の提供、啓蒙促進。

4：環境整備委員会

- ① 学校内外の環境整備に協力。
- ② 学校施設のための事業計画と、その推進を図る。

5：生活指導委員会

- ① 生徒の学校・家庭・社会における生活指導。
- ② 地域環境の浄化整備と生徒の各字における生徒指導と余暇指導。
- ③ 各字PTA支部に関すること。
- ④ 青少協、その他の機関と連携をとりながら、生徒の健全育成を図る。

第17条 学年・学級委員会

学年委員会は、各学級の正副委員長と学級・学年教師で構成し、次のことを協議し実施する。

1. 学年学級の教育環境整備に関する事項。
2. 学年学級の生徒の生活指導や学力向上に関する事項。
3. その他の学年学級に関する事項。

第18条 本会の経費は会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。但し、要保護世帯及び準要保護世帯は除く。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1. この会則は1970年4月1日から施行する。
2. この会則は1975年4月1日に改正する。
3. この改正は1977年4月1日から適用する。
4. この会則は1979年4月1日に一部改正する。
5. この会則は1982年4月1日に一部改正する。
6. この会則は1987年4月1日に一部改正する。
7. この会則は1998年4月1日に一部改正する。
8. この会則は2001年4月1日に一部改正する。
9. この会則は2003年4月1日に一部改正する。
10. この会則は2013年5月2日に一部改正する。
11. この会則は2025年4月27日に一部改正する。

P T A派遣費規程

(目的)

第1条 玉城中学校の生徒が部活動を除く、スポーツ・文化活動等の各種コンクール、大会に学校代表、地区代表、県代表として参加する際に掛かる費用の一部を補助する事を目的とする。

(用途基準)

第2条 派遣費は、下記の事について支出する。
参加に掛かる費用の一部補助

(支出の対象)

第3条 費用は、下記の事に対して支出する。
代表として登録された生徒

(補助の基準)

第4条 補助の基準は南城市補助基準を準用するほか以下の通りとする。

1. 本島外で開催される中体連及び中文連主催の補助金額は市の補助対象外経費の鉄道賃及び車賃とし、目的地までの最小経費を全額補助とする。また、それ以外の主催又は共催の場合は、市補助金額の2分の1の額及び鉄道賃・車賃の最小経費の金額を補助する。
2. 本島内で開催される県大会の際、遠隔地（北部地域）において午前9時以前に大会等がある場合、前泊を認め、生徒一人あたり2千円を補助する。
3. 引率教師の宿泊費及び交通費は全額を派遣費で支払う。但し、南城市から助成金がある場合はこの限りではない。

(その他の補助)

第5条 大会参加に掛かるその他の補助。

1. 台風等により不可抗力があつて、滞在が伸びた場合の補助については、宿泊費の4分の1とする。
2. 上記以外の補助については、校長、P T A役員(会長・副会長)で協議する。

(補助金の決済)

第6条 補助金の決済は「派遣費補助金申請書」に基づき、P T A企画委員会で審議し、決済する。

(補助金の精算)

第7条 大会、派遣終了後は速やかに、様式-2に領収書を添付し精算する。

第8条 この規定は、総会の承認を得て改廃することができる。

附 則

1. この規定は、2003年7月9日から施行する。
2. この規定は、2004年4月1日から施行する。
3. この規定は、2007年4月27日から施行する。
4. この規定は、2009年4月26日から施行する。
5. この規定は、2013年5月2日から施行する。
6. この規定は、2020年4月1日から施行する。
7. この規定は、2022年5月19日から施行する。
8. この規定は、2024年4月21日から施行する。
9. この規程は、2025年4月27日から施行する。

80周年記念事業積立金規程

(目的)

第1条 玉城中学校及び玉城中学校PTA（以下「PTA」という。）が行う周年記念事業に必要な費用の一部を補助することを目的とする。

(積立金)

第2条 周年記念事業積立金（以下「積立金」という。）は、在校生一世帯当たり月額50円を徴収して積立てるものとする。但し、要保護世帯及び準要保護世帯は除くものとする。

(支出の対象)

第3条 積立金は、次に掲げる事業に対して支出するものとする。

- (1) 周年記念事業に係る費用
- (2) 学校車等記念品購入に係る費用

(積立金の管理)

第4条 積立金は、次の各号により管理するものとする。

- (1) 管理者は、PTA事務局長とする。
- (2) 年度末に1回監査を実施し、PTA総会において報告する。
- (3) 監査は、PTA監査役が行う。
- (4) PTA総会終了後に多年度定期預金に入金する。

(周年記念事業の継承)

第5条 本規程の名称は、当該周年記念事業が終了した後に次の周年記念事業の名称へ改めるものとする。

附 則

この規程は、2019年4月26日より適用する。

この規程は、2024年4月21日より一部改正する。